

## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告をする必要のない給与所得者等の方がふるさと納税の際に、納税先団体（飛騨市）に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、納税先団体が寄附された方の住所地市町村へ必要な情報を連絡することで、寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。

「ワンストップ特例」の対象者は次の（１）及び（２）の条件を満たす方になります。

- （１）ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告をする必要がない方
- （２）ふるさと納税による寄附先団体の数が５以下であると見込まれる方

Q1) 「ワンストップ特例」を希望の場合、手続きはどうすればいいの？

A1) 寄附いただいた方に、納税先団体（飛騨市）から「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をお送りしますので、この申告特例書の内容をよくご確認の上、飛騨市へご提出くださいますようお願いいたします。（裏面記入例参照）恐れいりますがご提出の場合、捺印が必要であり、郵送料をご負担頂くこととなります。  
提出期限：寄付した翌年1月10日

Q2) 平成28年分はいつの寄附から対象になるの？前回と異なる点は？

A2) 平成28年1月1日から平成28年12月31日までに支払われた寄附が適用されます。今回からマイナンバーの記入とその内容を記すコピーの添付が必須となります。ご注意ください。

本人確認と個人番号確認の書類を手元に用意する。

なりすまし防止のために以下の書類を申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、以下の表を参考に各自治体から手配される「通知カード（マイナンバーを通知するカード）」または「個人番号カード（マイナンバーの入った公的身分証明書）」のどちらを持っている、またはどちらも持っていない場合でご参照ください。

	「個人番号カード」を持っている人	「通知カード」を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」のどちらも無い人
個人番号確認の書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票のコピー
本人確認の書類	個人番号カードの表のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート）・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 ・在留カード・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート）・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 ・在留カード・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする。

上記のように、

- ・個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表裏のコピー」
  - ・通知カードを持っている場合：「通知カードのコピー」と「身分証のコピー」
  - ・個人番号カードも通知カードもない場合：「個人番号が記載された住民票のコピー」と「身分証のコピー」
- を申請書と一緒に郵送してください。

Q3) この制度を利用できない方というのは？

A3) 5団体を超える自治体に寄附をした方や、確定申告により他の控除で所得税還付を受ける方、自営業の方、そもそも確定申告や住民税申告を行う必要のある方は、寄附金に係る控除を受けるためには、これまでどおり確定申告書を行う必要があります。

Q4) 特例制度の適用を受けると税控除はどうなるの？

A4) 所得税からの控除分相当額が個人住民税からまとめて控除され、確定申告を行った場合と同額が控除されます。控除額の詳細についてはお住まいの自治体の税務担当にお尋ねください。

Q5) 既に提出済みの申告特例申請書の内容に変更があった場合は？

A5) 寄附をした翌年の1月10日までに、納税先団体（飛騨市）へ「申告特例申請事項変更届出書」を提出いただく必要があります。下記へご連絡ください。追って書類を送付します。

### 【お問い合わせ・書類提出先】

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町 2-22  
飛騨市役所 企画部 企画課 担当：上野  
電話：0577-73-6558  
FAX：0577-73-6866  
メール：[kikaku@city.hida.gifu.jp](mailto:kikaku@city.hida.gifu.jp)